

平成24年11月22日

号外第3号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

監査委員公告

○監査結果の公表..... 1

監 査 委 員 公 告

平成24年9月27日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により監査を実施したので、同項の規定に基づき、その結果を次のとおり公表する。

平成24年11月22日

秋田県監査委員 小 田 美恵子
秋田県監査委員 土 谷 勝 悦
秋田県監査委員 大 山 幹 弥
秋田県監査委員 阿 部 博 昭

第1 請求の受理

1 請求書收受年月日

平成24年9月27日

2 請求人

秋田市土崎港中央一丁目12番18号 倉 田 芳 浩

秋田市南通亀の町4番1号 503号 佐 藤 将 彦

3 請求の要旨（原文）

秋田県は、「社会福祉法人はなづな」に対し「幼稚園・保育所等自家発電整備事業」として補助金を交付しています。しかし、「社会福祉法人はなづな」は「発電機は設置済み」との虚偽の報告をし補助金（84万円）を受け取っているのです。

秋田県では当該補助事業の実績報告内容を「適正に確認」していなかったため、七ヶ月近く放置されてきました。公金を取り扱っているとの意識が双方に欠如していたのでしょうか。

以下、具体的に記載いたします。

秋田県では平成23年度9月補正予算にて防災対策の充実として、「新 幼稚園・保育所等自家発電機整備事業」で1億0740万4000円を計上しています。これは、災害時の停電等に備え、幼稚園及び保育所等の必要な電源を確保するため、発電機の導入経費に対し助成するものです。補助率は県10/10・補助単価一施設あたり30万円・対象となる施設は358施設となっていました。

昨年の東日本大震災もあり長期停電に対する備えは大変必要であると認識を新たにされた方も多くおります。特に子供たちやお年寄りの方たちに対する備えは万全を期さなければならないことも教訓として残ったはずですが、そこで本事業は「県民の安全・安心につながる事業」として、秋田県の「新行財政改革大綱」における「メリハリのある補助事業」と合致するものです。

しかし、前述した「幼稚園・保育所等自家発電機整備事業」に補助申請をし、補助金（84万円）を受け取った「社会福祉法人はなづな」では、購入したと思われる発電機を実際は各園に設置していなかった事実が明らかになっています。1月31日付の業者からの納品書によって「社会福祉法人はなづな」が運営する3園に設置されていることになってはいますが、それがなされていません。これは「秋田市福祉保健部」でも把握されていたことです。当時の事務長（現施設長）は「自宅に置いている」と話していたようですが、その確認はできていません。

本請求人である私（倉田）が当該法人に対して公文書開示請求をするなど「不正調べ」を始めたところ平成24年8月29日に、急きょ、発電機が分園に設置されています。1月末からの約7か月間、子供たちの安全・安心を守るため県からの公金である助成金を利用しながらも発電機が設置されていなかった事実は、どのように考えればよいのでしょうか。

また、8月29日、分園に設置された発電機が梱包された箱に貼られていた送り状などから少なくとも発電機3台のうち1台は2月16日以降、秋田の業者（はなづなへの納品業者）に配送されていたことが推測されます。そうであるならば公文書開示で明らかになっている法人側の添付書類などである「納品書の日付」や「物品検査調書」などはすべて虚偽であるといえます。

以上のことを踏まえ、秋田県においては補助金の執行事務方として「補助事業の実績報告は適切に行われており、その内容は適正に確認されているか」や「補助金交付先への指導、監督は適切か」「補助事業の目的に従って適正に補助金を使用されているか」などとする、平成22年度包括外部監査の着眼点から見た場合でもその事務行為を適切に行ったとは言えません。また、「社会福祉法人はなづな」では秋田県からの補助金を不正に受給し、目的外使用した行為は断じて許されるものではなく、社会福祉法人としての在り方も問われなければならないでしょう。

求める措置

監査委員は、知事ほか関係機関に対し、上記違法な公金支出等行為による損害を填補するため必要な措置を講ずる勧告をするよう、お願いいたします。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

4 事実証明書

- (1) 請求人による県への行政文書公開請求書（平成24年8月15日付け）の写し
- (2) 社会福祉法人「はなづな」（以下「法人」という。）が運営する保育所の発電機保管場所を撮影した写真及び発電機梱包箱に貼られていた「製品納品書」と「送り状」の写し
- (3) 請求人に対して出された行政文書公開決定通知書（平成24年8月21日付け教幼保-489）及び公開文書の写し
- (4) 請求対象行為に関連する記事が掲載された秋田魁新報紙の写し（平成24年9月26日付け）

5 請求の対象となる職員

知事ほか本件事案に関係する職員

6 請求の要件審査

本件請求事項については、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

- (1) 県が法人に対して行った幼稚園・保育所等自家発電機整備事業による補助金交付事務に違法性又は不当性はあったといえるか。
- (2) 法人への幼稚園・保育所等自家発電機整備事業による補助金支出によって、県に損害が生じたといえるか。

2 監査対象課

教育庁幼保推進課

3 請求人の証拠の提出及び意見の陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対し、平成24年10月29日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人からの新たな証拠の提出及び陳述はなかった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

- (1) 地域子育て創生事業（幼稚園・保育所等自家発電機整備事業）について
地域子育て創生事業（幼稚園・保育所等自家発電機整備事業）（以下「本補助事業」という。）は、保育所整備等特別対策事業補助金の事業のひとつとして、平成23年度限りの事業として実施されたものである。

ア 本補助事業の事務について

本補助事業の事務については、次のように定められている。

(ア) 事業目的

幼稚園・保育所及び認可外保育施設が非常災害時等の乳幼児の安全安心を確保するため自家発電機を購入する場合に、この費用を助成することにより、保護者が安心して子どもを預けることの出来る体制整備を図る。

(イ) 事業対象施設

認可幼稚園（国立大学法人立を除く。）、認可保育所（へき地・分園含む。）及び認可外保育施設（県（中核市や権限移譲済市町村含む。）に運営状況報告を提出している認可外保育施設。ただし、事業所内保育施設は除く。）

(ウ) 事業者

市町村、学校法人、社会福祉法人及び県が適当と認める者

(エ) 補助対象物品

内示若しくは交付決定後から平成24年3月31日までに引き渡しを受ける自家発電機及び保管用カバー

(オ) 根拠

安心子ども基金管理運営要領（文部科学省・厚生労働省）（以下「運営要領」という。）

地域子育て創生事業（幼稚園・保育所等自家発電機整備事業）実施要領（秋田県）（以下「実施要領」と

いう。)

(カ) 補助基準額

1施設当たり30万円まで(自家発電機本体及び保管用カバー購入経費の合計額)

(キ) 補助実績

対象施設 318施設(交付先156団体)

支出額 7,927万3,000円

イ 本補助事業による補助金交付事務執行の流れについて

(ア) 交付の申請

県は補助を希望する事業者から交付申請書の提出を受ける。

提出書類: 交付申請書、実施計画、振込口座登録票

(イ) 交付決定

交付申請書類を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは交付決定し、通知する。

なお、事業により取得した物品については、運営要領の規定に基づき、事業完了後も善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないとする交付条件を付している。

(ウ) 実績報告

実績報告書(添付書類も含む。)の提出を受ける。

提出書類は、実施要領により定められており、実績報告書、物品検査調書、領収書の写し又は振込依頼書の写し、納品書の写し及びその他必要と思われる書類である。

(エ) 補助金額確定

実績報告書を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容等に適合するか調査し、適合すると認められた時は補助金額を確定する。

(オ) 交付決定額変更

補助金額を確定し、既に行った交付決定の変更を要する時は、交付額を変更し、通知する。

(カ) 補助金交付

補助事業完了確認の後、補助金を交付する。

ウ 本補助事業による補助金(以下「本補助金」という。)の財源について

本補助金の財源は、県が秋田県子育て支援等臨時対策基金条例(平成21年3月3日秋田県条例第9号)に基づいて設置した秋田県子育て支援等臨時対策基金であるが、同基金は「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心子ども基金)の交付について」(平成21年3月5日20文科初第1279号・雇発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)による「国から交付された子育て支援対策臨時特例交付金により都道府県に造成された基金」であり、国からの交付金を原資として設置された基金であることから、本補助金の財源は国庫支出金である。

(2) 法人について

法人は平成22年7月に秋田市より社会福祉法人の認可を受け、秋田市において南通すこやか保育園(本園)、こぐま保育園及びこどものいえ保育園(分園)の3施設を設置し、運営している。

なお、法人及び法人が運営する保育所の社会福祉法及び児童福祉法上の所管官庁は秋田市である。

(3) 法人への本補助金の支出について

法人への本補助金の支出は、次のように行われていた。

ア 平成23年10月13日 法人が県に交付申請書を提出

申請内容

対象施設	購入予定機種	購入数	積算額	補助積算額
南通りすこやか保育園	ホンダEU28is	1台	365,400円	300,000円
	同カバー	1枚	5,460円	
こぐま保育園	ホンダEU24i	1台	278,250円	283,710円
	同カバー	1枚	5,460円	
こどものいえ保育園	ホンダEU24i	1台	278,250円	283,710円
	同カバー	1枚	5,460円	
	(計)		938,280円	867,420円
交付申請額				867,000円

イ 平成23年10月28日 県が補助金交付決定 決定額86万7,000円

ウ 平成24年2月14日 法人が県に実績報告書を提出

実績内容

事業完了日 平成24年2月13日

納入年月日	平成24年1月31日	自家用発電機3台			
	平成24年2月6日	ボディーカバー3枚			
納入場所	南通りすこやか保育園(購入物品全て)				
納入業者	A社				
整備実績					
対象施設	購入機種	購入数	購入額	補助精算額	
南通りすこやか保育園	ホンダEU28is	1台	309,750円	300,000円	
	同カバー	1枚	5,460円		
こぐま保育園	ホンダEU24i	1台	264,600円	270,060円	
	同カバー	1枚	5,460円		
こどものいえ保育園	ホンダEU24i	1台	264,600円	270,060円	
	同カバー	1枚	5,460円		
	(計)		855,330円	840,120円	
補助実績額				840,000円	
支払日及び	平成24年2月9日		838,950円		
支払額	(自家用発電機3台分)				
	平成24年2月13日		16,380円		
	(ボディーカバー3枚分)				
	(支払額計)		855,330円		

エ 平成24年2月27日 県は交付額を確定し、変更交付決定 決定額84万円

オ 平成24年2月28日 法人が県に請求書を提出

カ 平成24年3月9日 県が法人に補助金を支払 支払額84万円

(4) 本補助事業の実績確認について

県の説明による実績確認状況は次のとおりである。

実績報告書に支払と納入を証明する書類として、領収書の写し又は振込依頼書の写しと納品書の写しを添付させ、購入の事実を確認することとしていた。

本件事案では、法人がA社への購入代金払込を依頼する際に金融機関から発行された振込依頼書の写し及びA社が発行した納品書の写しにより、事業完了日の平成24年2月13日には支払と納入が完了したものと認めた。

(5) 県による事実確認について

ア 関係者からの聴き取り等による事実確認

県は、平成24年9月26日から同年10月9日にかけて法人や納入業者、自家発電機を保管していた業者への聴き取りや現地調査を行い、次の事実を確認した。

(以下、B社とは自家発電機を保管していた物流会社を指す。)

平成24年1月30日 法人が注文した自家発電機のうち2台がB社に到着

平成24年1月31日 A社から園長(現園長、当時は事務長で平成24年4月1日から園長在任)に納品の電話連絡があり、園長はA社に3月までの保管を依頼した。(結果的に7月までB社での保管が継続)

A社に依頼した理由は、2分園の建物内には発電機の保管場所がなく、屋外に置くわけにもいかないため。

平成24年2月9日 法人がA社に自家発電機3台の代金を支払

平成24年2月13日 法人がA社に自家発電機カバー3台分の代金を支払

平成24年2月17日 自家発電機1台とカバー3台分がB社に到着

平成24年6月28日 秋田市が法人に対して社会福祉法に基づく監査を行ったところ、自家発電機が保育園内に保管されていない事実が判明したことから、同市は自家発電機を保育所に搬入するよう指示

平成24年7月10日 自家発電機3台をB社から本園に搬入

平成24年8月20日頃 園内行事のため自家発電機を移動させる必要が生じたことから、自家発電機2台を園長宅に搬出して保管

平成24年8月21日 自家発電機保管用物置を2分園に設置

平成24年8月29日 自家発電機2台を園長宅から2分園に搬入

平成24年9月26日 県の現地調査により、自家発電機及びカバーが本園及び2分園でそれぞれ保管されていることを確認

イ 文書報告による事実確認

本件事案について、法人として事実関係を調査し理事会議決を経た調査結果報告を得るため、平成24年10月

17日付けで法人に対して報告を求め、同年11月9日に報告書の提出を受けた。

2 請求人の主張に対する県の見解について

請求人は、法人は虚偽の自家発電機等納入日を記載した実績報告書を提出したが、県は実績報告書の内容を適正に確認しないまま補助金を支出したため、法人は本補助金を不正に受給したこと、また、自家発電機等が保育所に設置されていなかったことから、本補助金が目的外使用されたと主張している。

これに対し、県は次のように説明している。

(1) 補助目的について

本補助事業の目的は自家発電機等の購入助成であるため、その購入事実が確認できれば目的は達成されたとはいえる。

(2) 自家発電機の保管状態について

県としても、購入後の自家発電機等は当然対象施設である保育所に設置されることを想定していたものであるが、一般的な民法の考え方をとると法人への引き渡しは済んでいるとも考えられる。

(3) 補助事業実績確認方法について

本補助事業の目的は自家発電機等の購入助成であるため、その購入事実が確認できればいいことから、実績確認に当たっては秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第256条に基づく書類審査を行うため、購入代金の支払を証明する書類と物品の納品を証明する書類を添付させることとした。

そのため、実績報告書に自家発電機等の納品書写しと購入代金の払込証明書写しを添付させて確認していたものであり、実績確認方法として問題はなかった。

(4) 実績報告書の記載について

実績報告書の審査時は問題ないものと判断したが、現在は実績報告書の設置場所や納入日の記載に事実と異なる点があったと認識している。

(5) 損害発生について

本補助事業は国からの交付金を財源とする事業であるため、県の固有財産への影響は生じないことから、県に損害は生じない。

（最高裁判所平成4年4月28日第三小法廷判決と原審の大阪高等裁判所平成2年5月31日判決、東京高等裁判所昭和63年1月26日判決の考え方による。）

3 県による今後の対応について

(1) 法人からの報告内容も踏まえ、事業の実施要領や本補助金の交付条件に照らして、本件事案の補助金交付事務の適法性について検証する。

(2) 本件事業を活用した事業者に対して本補助金の交付申請手続きや物品管理の適正化について周知徹底を図る。

第4 監査委員の判断

以上のような事実関係の確認及び監査の結果に基づき、本件請求について次のように判断する。

1 県の補助金交付事務に違法性又は不当性があったか

請求人は、法人は虚偽の自家発電機納入日を記載した実績報告書を提出したが、県は実績報告書の内容を適正に確認しないまま補助金を支出したため、法人は本補助金を不正に受給したと主張している。

これに対し、県は、本補助事業の目的は自家発電機の購入助成であり、実績確認に当たっては自家発電機の納品と購入代金の支払を証明する書類を添付した実績報告書を審査し、自家発電機が購入されたことを確認したと説明している。

実績報告確認については、財務規則によると、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により行うこととされており、現地調査を行うかどうかや提出させる書類は補助事業の内容等により補助者が判断して決めているところである。

県の行った実績報告書の審査状況を確認したところ、補助対象施設や補助対象物品の確認及び補助金交付額の算定は、実施要領の規定のとおりに行われていた。

また、県による法人への調査により、請求人が指摘するように実績報告書の記載事項に虚偽があったことが確認されたが、実績報告書が県に提出された時点では添付書類の記載内容に不審な点は見受けられず、県が実績確認の際に通常行う書類審査では記載に虚偽があることを発見することは困難である。

したがって、県の実績確認は不適正であったとまではいえず、本補助金交付事務に違法性又は不当性があったとはいえない。

2 県に損害が生じているか

請求人は、自家発電機が保育所に設置されていなかったことから、本補助金が目的外使用されたと主張している。

これに対し、県は、本補助事業の目的は自家発電機購入の助成であり、自家発電機の購入が確認できたことから目的は達成されていると説明している。

本補助事業の目的は、実施要領によると「幼稚園、保育所及び認可外保育施設が非常災害時等の乳幼児の安全・安心を確保するため自家発電機を購入する場合に、その費用を助成することにより保護者が安心して子どもを預けることの出来る体制整備を図る。」とされている。

この目的が達成されるためには、購入された自家発電機が災害時等の必要な時には速やかに使用できる状態で保管されているべきであり、本件事案の場合は実績報告書に記載されている納入期日までに、対象施設である全ての保育所に保管されている必要があったと考えられる。

ところが、実際には購入した後平成24年8月まで自家発電機が全ての保育所には保管されておらず、保育所から離れた場所に、しかも法人以外の者に預けられて保管されていたことが確認された。

こうした保管状態について、県は、法人が購入した自家発電機を保育所以外の場所で他人に保管させていたとしても、補助対象者である法人への引き渡しは済んでいるとも考えられるとしているが、非常災害時を想定した本補助事業の目的からすれば、このような保管状態は、目的を達成するための善良なる管理者の注意をもって管理している状態であったとはいえない。

しかし、自家発電機は全て平成24年9月には保育所で保管されていることは確認できたことから、請求人が目的外使用の根拠としている自家発電機が保育所に設置されていないという状態は改善された。

したがって、本補助金交付によって、県に損害は生じていない。

なお、県は、支出が全額国からの交付金により賄われた場合は地方公共団体には損害が生じないとした最高裁判所平成4年4月28日判決などを基に、本事業は国からの交付金を財源としており、県の固有財産への影響はないと主張している。

この考え方をとると、財源が全額国費負担である支出であればそもそも県に損害が生じ得ないことになるため、住民監査請求の要件を満たさないことから請求を受理できず、監査は行われなくなる。

本件事案では、現在の自家発電機保管状態を確認したうえで県に損害は生じていないと判断したが、仮に、自家発電機が保育所以外に保管されている状態が継続していたり、法人が実績報告どおりの物品を購入していなかったことが確認できたなど、新しい事実が判明した場合は、異なる判断を下すこともあり得る。

したがって、住民監査請求においては全額国費負担であろうとも事実確認等の監査を実施し、県の事務に違法性又は不当性がないかなどの確認を行うべきであり、全額国費負担の支出であるから県に損害が生じる余地はなく請求を受理できないと考えるのは、住民監査請求制度の趣旨を没却するものであると思料する。

3 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がない。

付記

監査結果は以上のとおりであるが、次のとおり意見を述べる。

実績報告書記載に虚偽があったことについては、県の実績確認として不適正があったとまではいえないと判断したが、今回のように補助事業の実施に当たって現地調査を行わず書類審査のみで実績確認するのであれば、現地調査に代わるものとして写真や図面等、より証明力の高い書類を添付させるなど、再発防止のための対策を検討すること。